

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 保安林の指定の解除
 - 道路の区域変更
 - 道路の供用開始
 - 河川敷地の公用廃止
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 【選挙管理委員会】
- 政治団体の名称等の公表
 - 政治団体の代表者等の異動
 - 政治団体の解散
 - 資金管理団体の名称等の公表
 - 資金管理団体の指定取消し
 - 証票の有効期限の決定

治山課

道路整備課

〃

河川課

建築指導課

選挙管理委員会

〃 〃 〃 〃 〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十六年十月三十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

赤磐市桜が丘東六丁目六の七五八、六の七五九、八三二の二

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

平成26年10月31日 岡山県公報 第11632号

◎岡山県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下原船穂線
- 三 道路の区域

| 区 域 | 新 旧 別 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|-------|---------------|---------------|
| 倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二二三四 番一地从り 倉敷市船穂町水江字一ノ口脇九三番二地 先まで | 新 | 八・〇〇 五二・〇 | 八五〇・〇 |
| 倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二二三四 番一地从り 倉敷市船穂町水江字一ノ口脇九三番二地 先まで | 旧 | 七・〇〇 二四・〇 | 八五〇・〇 |

平成26年10月31日 岡山県公報 第11632号

◎岡山県告示第五百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 供用開始年月日 |
|-------|-------|--|--------------|
| 県道 | 下原船穂線 | 倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二三四番一 地先から 倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二三八番一 地先まで | 平成二十六年十月三十一日 |

◎岡山県告示第五百四十七号

河川工事の施行により、次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により公示する。

その関係図面は、岡山県土木部河川課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 河川の名称

一級河川高梁川水系真谷川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十六年十月三十一日

三 廃川敷地等の位置

倉敷市玉島服部地内

四 廃川敷地等の種類及び数量

廃川敷地一二〇・三三平方メートル

〔四七二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字新町南三九九―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

津山市北園町四六一八北園アパートB棟二二号

小川 泰幸

三 許可番号

岡山県指令建指第一三四号

◎岡山県選管告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十六年十月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-----------|---------|---------|------------------|----------|
| 岡山新風会 | 三木 亮 治 | 和 氣 健 | 岡山市中区西川原一―一四―二八 | 平成二六・九・三 |
| なるもと俊一後援会 | 成 本 俊 一 | 成 本 順 子 | 〃 東区西大寺中一―四―三一―三 | 〃 九・二 |

◎岡山県選管告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十六年十月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研吾

一 政党の支部

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

維新の党岡山県総支部

政治団体の名称

維新の党岡山県総支部

日本維新の会岡山県総支部

平成二六・九・二四

維新の党倉敷市支部

〃

維新の党倉敷市支部

日本維新の会倉敷市支部

〃 九・二五

自由民主党岡山県ときわ会支部

主たる事務所の所在地

岡山市北区駅元町一―二―三〇一山陽S

岡山市北区駅元町一―二―三〇一(株)ジェ

〃 九・一八

C開発(株)

イアール西日本岡山メンテック

〃

会計責任者

石部 英基

隅田 康男

〃

〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

S 育てる会

会計責任者

義藤 龍馬

原田 茂

平成二六・九・五

岡山県酪農政治連盟

代表者

松崎 隆

入江 善康

〃 九・三

土屋すすむ後援会

〃

土屋 享

谷岡 昭和

〃 九・一二

働く者の明るい未来をつくる会

会計責任者

義藤 龍馬

原田 茂

〃 九・五

浜口ゆうじ後援会

〃

義藤 龍馬

原田 茂

〃

前久光後援会

〃

磯山 正紀

弓狩 直一

〃 九・一一

松成育てる会

〃

義藤 龍馬

原田 茂

〃 九・五

松成やすあき後援会

〃

義藤 龍馬

原田 茂

〃

柳田さとし後援会

〃

義藤 龍馬

原田 茂

〃

Y育てる会

〃

義藤 龍馬

原田 茂

〃

〃

◎岡山県選管告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十六年十月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

原光俊後援会

前久光後援会

森本博子後援会

代表者氏名

谷本孝三郎

磯山正紀

森本博子

解散年月日

平成二六・九・一八

〃 九・一一

〃 九・一

◎岡山県選管告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成二十六年十月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者氏名 | 届出年月日 |
|------------------|---------|-----------|-----------------|---------|----------|
| 成 本 俊 一 | 岡山市議会議員 | なるもと俊一後援会 | 岡山市東区西大寺中一―四―三二 | 成 本 俊 一 | 平成二六・九・二 |

一三

◎岡山県選管告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつた。

平成二十六年十月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

届出をした者の氏名

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

資金管理団体でなくなつた旨の届出年月日

森本博子

備前市議会議員

森本博子後援会

備前市伊里中四六六一

森本博子

平成二六・九・三

◎岡山県選管告示第六十四号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和五十六年岡山県選管告示第十三号）第一条第二項の規定により、証票の有効期限を次のように定めた。

平成二十六年十月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

- 一 平成二十七年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの間に交付する政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票（以下「証票」という。）の有効期限は、平成二十九年十二月三十一日までとする。
- 二 平成二十六年十二月三十一日を有効期限とする証票を更新するため同日以前に交付を受けた証票は、平成二十七年一月一日に交付したものとみなす。